

①訪問型サービス

サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1・要支援2（週1 回程度）	1,168	1月につき
訪問型サービスⅠ・同一		1,168 単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一の建物の利用者 20人以上 にサービスを行う場合 ×90%	1,051	
訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援 1・要支援2（週1 回程度）	38	1日につき
訪問型サービスⅠ・日割・同一		38 単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一の建物の利用者 20人以上 にサービスを行う場合 ×90%	34	
訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1・要支援2（週2 回程度）	2,335	1月につき
訪問型サービスⅡ・同一		2,335 単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一の建物の利用者 20人以上 にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援 1・要支援2（週2 回程度）	77	1日につき
訪問型サービスⅡ・日割・同一		77 単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一の建物の利用者 20人以上 にサービスを行う場合 ×90%	69	
訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援 2（週2回を超える 程度）	3,704	1月につき
訪問型サービスⅢ・同一		3,704 単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一の建物の利用者 20人以上 にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援 2（週2回を超える 程度）	122	1日につき
訪問型サービスⅢ・日割・同一		122 単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一の建物の利用者 20人以上 にサービスを行う場合 ×90%	110	
訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
訪問型サービス初回加算	ニ 初回加算 200 単位加算		200	1月につき
訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	
訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	
訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算		
訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算		
訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		

通所型サービス

サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
通所型サービス I	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1		1,647 単位	1,647	1 月につき
通所型サービス 1 日割				54 単位	54	1 日につき
通所型サービス 2		事業対象者・要支援 2		3,377 単位	3,377	1 月につき
通所型サービス 2 日割				111 単位	111	1 日につき
通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1 月につき
通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1 日につき
通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1 月につき
通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（みなし）を行う場合	事業対象者・要支援 1		376 単位減算	-376	
通所型サービス同一建物減算 2		事業対象者・要支援 2		752 単位減算	-752	
通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	
通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225 単位加算	225	
通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算			150 単位加算	150	
通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150 単位加算	150	
通所型複数サービス実施加算 1 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
通所型複数サービス実施加算 1 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
通所型複数サービス実施加算 1 3			栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
通所型複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120 単位加算	120	
通所型サービス提供体制加算 1 1 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ	事業対象者・要支援 1	72 単位加算	72	
通所型サービス提供体制加算 1 1 2			事業対象者・要支援 2	144 単位加算	144	
通所型サービス提供体制加算 1 2 1		(1) サービス提供体制強化加算 (I) ロ	事業対象者・要支援 1	48 単位加算	48	
通所型サービス提供体制加算 1 2 2			事業対象者・要支援 2	96 単位加算	96	
通所型サービス提供体制加算 II 1		(1) サービス提供体制強化加算 (I) ハ	事業対象者・要支援 1	24 単位加算	24	
通所型サービス提供体制加算 II 2			事業対象者・要支援 2	48 単位加算	48	
通所型サービス生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算			200 単位加算	200	
通所型サービス生活機能向上連携加算 II	運動器機能向上加算を算定している場合			100 単位加算	100	
通所型サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算（6月に1回を限度）			5 単位加算	5	1 回につき
通所型サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 59/1000 加算			1 月につき
通所型サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 43/1000 加算			
通所型サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 23/1000 加算			
通所型サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(3) で算定した単位数の 90% 加算			
通所型サービス処遇改善加算 V		(5) 介護職員処遇改善加算 (V)	(3) で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
通所型サービスⅠ・定超	イ 通所型サービス 費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
通所型サービスⅠ日割・定超			54 単位		38	1日につき
通所型サービスⅡ・定超		事業対象者・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
通所型サービスⅡ日割・定超			111 単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
通所型サービスⅠ・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	看護・介護職員が欠員 の場合 × 70%	1,153	1月につき
通所型サービスⅠ日割・人欠			54 単位		38	1日につき
通所型サービスⅡ・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
通所型サービスⅡ日割・人欠			111 単位		78	1日につき

サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
介護予防ケアマネジメント	イ	介護予防ケアマネジメント費	430 単位	430	1月につき
介護予防ケア初回加算	ロ	初回加算	300 単位	300	
介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位	300	